

中小企業 育児休業・介護休業 代替要員確保支援助成金



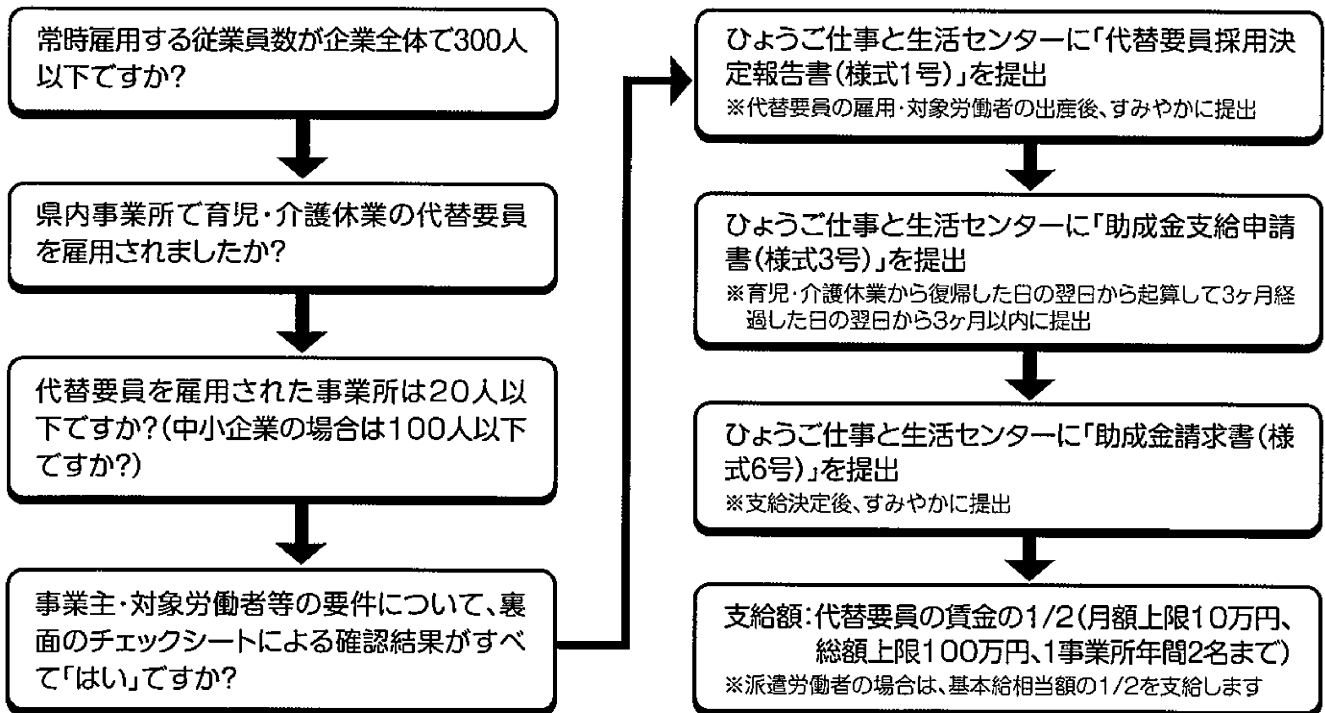
育児休業・介護休業の取得を促進するとともに、休業者が職場復帰しやすい環境の整備を図ることを目的として、助成金を支給しています。



支給対象 従業員の育児又は介護休業に対し、代替要員を新たに雇用した事業主

支給額 代替要員の賃金の $\frac{1}{2}$ (月額上限10万円、総額上限100万円)

代替要員助成金



※「申請の手引き」及び所定様式等は、ひょうご仕事と生活センターのホームページからダウンロードできます。詳しくは、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ

ひょうご仕事と生活センター ☎078-381-5277

- ひょうご仕事と生活センターは「ワーク・ライフ・バランス」を全国的に推進する拠点として、法人県民税の超過課税を財源に、平成21年6月、兵庫県により設置されました。本助成金以外にも助成制度等がありますので、あわせてご活用ください。
- ひょうご仕事と生活センターでは、企業内での「ワーク・ライフ・バランス」の推進に関するあらゆる相談に専門家が为您解答しています。ぜひご活用ください。

〒650-0011 神戸市中央区下山手通6-3-28
兵庫県中央労働センター1F

FAX 078-381-5288

E-mail info@hyogo-wlb.jp

URL http://www.hyogo-wlb.jp

中小企業育児休業・介護休業代替要員確保支援助成金 チェックシート

| 支給対象者(事業主)に関する要件 | | チェック |
|----------------------------|--|---|
| 1 | 常時雇用する労働者(週30時間以上勤務)が、企業全体で300人以下である | |
| 2 (いずれかに チェック) | H24.4.1～ に代替要員を雇用 | (会社等)※会社法第2条で定義する「株式会社」「合名会社」「合資会社」「合同会社」 常時雇用する労働者が100人以下の兵庫県内の事業所である |
| | | (上記以外の事業主)※医療法人、社会福祉法人、NPO法人、学校法人、個人事業主等 常時雇用する労働者が20人以下の兵庫県内の事業所である |
| 3 | 原職等に復帰する予定の育児休業・介護休業取得者がいる ※「原職等に復帰」とは、休業後の勤務が、原則として休業直前の部署及び職務であることをいう | |
| 4 | 「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言」の宣言企業である(または、助成金申請時までに宣言する予定である) | |
| 5 | 上記育児休業・介護休業取得者は、H21.6.3以降に育児休業・介護休業を開始している | |
| 6 | 育児休業・介護休業期間中に代替要員を3か月(介護休業の場合は1か月)以上確保する予定である | |
| 7 | 育児休業・介護休業及び休業者の原職復帰等について、労働協約又は就業規則等に規定している | |
| 8 | これまでに労働関係法令に関する重大な違反がない | |
| 9 | 過去3年間に悪質な不正行為により、本来受けることのできない助成金等を受け、または受けようとしたことにより助成金等の不支給措置を取られていない | |
| 10 | 雇用保険の適用事業主である | |
| 11 | 風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業のうち店舗型性風俗特殊営業から委託を受けて当該営業を行う事業主でない | |
| 12 | 国、地方公共団体、特定独立行政法人及びこれらと密接な関係のある公社等でない | |
| 13 | 県税の滞納がない | |
| 14 | 暴力団もしくはその統制下の団体でない | |
| 対象労働者(育児休業・介護休業の取得者)に関する要件 | | チェック |
| 15 | 育児休業・介護休業を開始する日までに引き続き1年以上常時雇用されている | |
| 16 | 県内の事業所に勤務し、育児休業・介護休業の終了時には、原職等に復帰する予定である | |
| 17 | 育児休業を3か月(介護休業の場合は1か月)以上取得する予定である | |
| その他 | | チェック |
| 18 | 当該申請年度において、本助成金の申請は、同一の事業所で2件以内である | |
| 19 | 法令上の人員配置基準のある施設については、基準を超える配置をしている | |



すべての項目が「はい」の場合は、助成金申請のための手続きが可能です。
詳しくは、ひょうご仕事と生活センターまでお問い合わせください!

ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言とは

兵庫県では働く人が仕事と生活の充実を感じ、意欲と能力を十分に発揮できるような仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が実現できる社会の構築を目指しています。この制度は、仕事と生活の調和推進に取り組むことを宣言する企業・団体を登録し、

広く社会に公表しつつ、宣言企業の取り組みを支援していくものです。(宣言書(企業名・代表者名・所在地等を掲載)の提出により登録できます。)詳しくは、ひょうご仕事と生活センターまでお問い合わせください。(センターHPにも詳しく掲載しています。)